

各務原市立鶉沼中学校区学校運営協議会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6及び各務原市学校運営協議会規則(各務原市教育委員会規則第4条)に基づき各務原市教育委員会が中学校区学校運営協議会を設置する学校として指定した各務原市立鶉沼中学校に設置される鶉沼中学校区学校運営協議会(以下「協議会」という)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、各務原市立鶉沼中学校及び鶉沼第一小学校、八木山小学校、各務小学校の運営(以下、「学校運営」という。)及び当該学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、各務原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 学校の所在する地域の住民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 学校の運営に資する活動を行う者
- (5) 学校の校長
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は20人以内とし、対象学校の校長と協議し、教育委員会が定める。

(任期等)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができず。

3 教育委員会は、委員から辞任の申し出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第8条の規定に違反をしたとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行が困難であるとき
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、校長を会長又は副会長に選出することはできない。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 副会長は会議を進行する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 副会長は議事録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、特別の事情がない限り公開する。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 教育課程の編成に関すること
- (2) 協議会及び学校の運営に支障が生じる言動を行うこと
- (3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をすること

(議事内容)

第9条 会議では各校長が作成した次に掲げる事項について、承認する。

- (1) 教育課程の編成に関すること
 - (2) 学校経営計画に関すること
 - (3) 組織編成に関すること
 - (4) その他対象学校の校長が必要と認める事項
- 2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的方針に従って、学校運営を行うものとする。

(協議会の運営に必要な事項等)

第10条 協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されよう努めるものとする。

- 2 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。
- 3 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(部会)

第11条 協議会には、支援部会を置くことができる。

- 2 支援部会では、願う児童生徒像に基づいた対象学校の活動を企画・運営する。
- 3 支援部会は、保護者の代表または地域代表が部会長となり、地域住民等の積極的な参画の促進と情報発信等の活動を行い、協議会に報告する。

- 4 協議会は、前項に規定する部会活動を行うのに必要と認められる場合は、協議会の委員以外の者（以下「部会委員」という）を入れて、支援部会を組織することができる。

（実行委員会）

第12条 協議会の活動を円滑に運営するために、実行委員会を置く。

- 2 実行委員会は、月に1回程度開催する。
- 3 実行委員は会長、副会長と地域コーディネーター等で構成する。
- 4 会長は地域コーディネーターを原則、各校区の保護者または地域住民から選ぶ。
- 5 会長は実行委員会に必要な応じて、協議会委員や地域支援者等を招くことができる。

（その他）

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

（施行期日）

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

この会則は、令和4年4月1日から施行する。